

アップデート5.86のご案内

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、「社労法務システム」を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび下記の内容のソフトウェア アップデートを行いましたので、ご確認下さい。

敬具

記

アップデート 5.86

<概要>

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 本年度の年末調整の改善 | 2 |
| ・ 非居住者と住宅借入金特別控除区分の改正 | |
| 2. その他改善と不具合の対応 | 2 |
| ・ 資格喪失証明書（家族脱退連絡票）の改善 | |
| ・ 給与明細書、給与明細一覧表の不具合対応 | |
| 3. 今後のアップデート予定について | 2 |

アップデート公開日：2023年10月27日

アップデート時のご注意

インストールは、メニュー画面も含めて全ての「社労法務システム」画面を閉じた状態で行って下さい。

「シャルフ」の画面が開かれた状態でインストールを行いますと、インストールが正常に行われませんのでご注意ください。

（今回はメニューの変更はありません。）

今回のアップデートではデータベースの変更を含んでおりませんので、複数台のパソコンで「社労法務システム」をご使用の場合には、LANで接続されたパソコンでも、全ての「社労法務システム」画面を閉じた状態にしておいて下さい。

又、同じ日に全てのパソコンのインストールを完了するようにして下さい。

アップデート内容

1. 本年度の年末調整の改善

1) 非居住者と住宅借入金特別控除区分の改正

非居住者と住宅借入金特別控除区分について改正がありましたので下記の対応を行いました。

- ・年末調整チェック一覧表印刷
- ・源泉徴収票
- ・給与支払報告書ファイル作成の改善を行いました。

※ 非居住者についての改正

年齢が30歳以上70歳未満の人は、次のいずれかに該当する人が対象となりますので、年末調整データ入力の扶養家族の設定画面の非居住者の選択肢を追加しました。

- ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 → 留学生
- ・障害者 → 障害者
- ・生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人 → 38万

※ 配偶者と年少扶養者は対象外です。

※ 住宅借入金特別控除区分の改正

特別控除区分に特例居住用家屋が追加されましたので、年末調整データ入力の住宅借入金特別控除の設定画面の特別控除区分の選択肢を追加しました。

- ・一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む)で特例居住用家屋に該当 → 住(特家)
- ・認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除で特例居住用家屋に該当 → 認(特家)
- ・震災再取得等の適用を選択した場合で特例居住用家屋に該当 → 震(特家)

2. その他改善と不具合の対応

1) 資格喪失連絡票(家族脱退用)の改善

持ち物にマイナンバーがわかるものを追加してほしいとの要望がありましたので、用紙の改善を行いました。

2) 給与明細書、給与明細一覧表の不具合対応

給与明細書の印刷を行った後に、給与明細一覧表で異なる累計開始月を指定して印刷を行うと、給与明細書を再度印刷する時に累計開始月が1年前になる場合があるとの報告がありましたので対応を行いました。

※ 最初に給与明細一覧表を印刷した場合も同様の現象が発生する場合があります。

3. 今後のアップデート予定について

在留資格改正(追加と削除)の対応(11月21日頃)

その他の要望等による改善など

※ 実際のアップデートについては各対応が出来次第お送り致します。

※ アップデート予定については予告なく変更される場合があります。また、順番についても状況等により変更となる場合があります。